

教 育 委 員 会
事務点検・評価報告書
(平成24年度対象)

平成26年3月

郡山市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	教育委員会会議の開催状況	2
3	教育委員会会議の審議状況	2
4	教育委員会会議以外の活動状況	4
5	基本目標に係る基本施策についての点検、評価	6

資料

点検評価票（事務事業の評価等一覧）	29
-------------------------	----

1 はじめに

(1) 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされております。

本市においては、郡山市第五次総合計画、郡山市教育振興基本計画を策定し、教育に関する諸問題に対応するため、様々な施策を展開し、教育行政の推進に努めているところであります。

そして、各執行機関で実施している事務事業について行政評価を行い、公表しておりますが、教育委員会として、今まで以上に効果的な教育行政の推進を図り、市民の皆様に対しての説明責任を果たしていくため、平成24年度の教育委員会の諸活動を振り返り、郡山市第五次総合計画、郡山市教育振興基本計画で掲げた目標を達成するための事務事業について、教育に関し学識経験を有する方々の知見を活用して、点検、評価を行い、責任体制の明確化、教育活動の透明性の向上を図ることとしました。

(2) 点検、評価の対象

本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「郡山市教育振興基本計画」の体系に基づき、4つの分野（学校教育、生涯学習、文化、スポーツ）の基本目標に係る基本施策について、平成24年度実施分の事務事業を点検、評価の対象としています。

(3) 点検、評価の方法

ア 「基本施策」ごとに、教育施策を取り巻く現在の状況把握及び課題（現状と課題）についてまとめるとともに、事務事業の評価・方向性を示しました。

イ 「基本施策」の現状と課題、事務事業の評価・方向性等について、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方々から意見を頂きました。

ウ 「基本施策」の現状と課題、事務事業の評価・方向性等について、教育に関し学識経験を有する方々から意見を頂いた後、今後の取り組みについて示しました。

郡山市教育委員会事務点検評価委員会委員名簿（敬称略）

職名	氏名
委員長	名木敬一
委員	遠藤育夫
委員	千葉彰子
委員	中村亞都子

2 教育委員会会議の開催状況

教育委員会会議については、原則として、毎月第3火曜日に「教育委員会定例会」を開催するとともに、必要があるときには、臨時会を開催しています。

平成24年度は、合計で13回開催しました。

教育委員会会議においては、議案、報告案が審議されるほか、教育委員会で開催する事業の案内などが報告されています。

- (1) 教育委員会定例会 12回
- (2) 教育委員会臨時会 1回

郡山市教育委員会委員名簿（平成24年度在籍）

職名	氏名
委員長	三森正子
委員長職務代理者	阿部晃造
委員	今泉玲子
委員	太田宏
委員	伊藤清郷
教育長	木村孝雄

3 教育委員会会議の審議状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律や郡山市教育委員会教育長事務委任規則の規定に基づき、平成24年度は、議案21件、承認報告事項8件について審議しました。

(1) 平成24年度教育委員会議案

番号	提出月日	件名	可否決の別	可否決の月日
1	平成24年4月17日	臨時代理による処理の承認を求めることについて	可決	平成24年4月17日
2	5月15日	郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について	可決	5月15日
3	5月15日	平成24年度6月補正予算について	可決	5月15日
4	6月12日	郡山市学校教育審議会委員の委嘱について	可決	6月12日
5	6月12日	郡山市学校施設整備基金条例の制定について	可決	6月12日

番号	提出月日	件名	可否決の別	可否決の月日
6	7月13日	郡山市教育委員会委員長職務代理者の指定について	可決	7月13日
7	7月13日	郡山市語学指導外国人就業規則の一部改正について	可決	7月13日
8	7月13日	平成24年度9月補正予算について	可決	7月13日
9	8月21日	平成25年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書 の採択について	可決	8月21日
10	9月18日	平成24年度郡山市文化功労賞受賞候補者の諮問 について	可決	9月18日
11	10月16日	平成24年度郡山市文化功労賞受賞予定者の決定 について	可決	10月16日
12	10月16日	平成24年度郡山市教育功労者等表彰受賞者の決定 について	可決	10月16日
13	11月15日	平成24年度12月補正予算について	可決	11月15日
14	11月15日	郡山市指定重要文化財の指定について	可決	11月15日
15	平成25年 1月15日	平成24年度3月補正予算について	可決	1月15日
16	1月15日	平成25年度当初予算について	可決	1月15日
17	2月19日	臨時代理による処理の承認を求めることについて	可決	2月19日
18	3月13日	郡山市教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価について	可決	3月13日
19	3月13日	郡山市立小学校及び中学校の校長の人事異動の内 申について	可決	3月13日
20	3月21日	郡山市スポーツ推進委員の委嘱について	可決	3月21日
21	3月21日	臨時代理による処理の承認を求めることについて	可決	3月21日

(2)平成 24 年度教育委員会承認報告事項

番号	提出月日	件名
1	平成 24 年 4 月 17 日	専決処分事項の報告について
2	6 月 12 日	平成 24 年度 6 月補正予算について
3	8 月 21 日	平成 24 年度 9 月補正予算について
4	11 月 15 日	専決処分事項の報告について
5	平成 25 年 2 月 19 日	専決処分事項の報告について
6	2 月 19 日	平成 24 年度 3 月補正予算について
7	2 月 19 日	平成 25 年度当初予算について
8	3 月 21 日	専決処分事項の報告について

4 教育委員会会議以外の活動状況

教育委員会委員は、教育委員会会議への出席のほか、市議会への出席、各種研修、各種行事等へ次のとおり出席しました。

(1) 市議会への出席 26 回 (定例会 25 回、臨時会 1 回)

(2) 各種会議、研修への出席 8 回

県市町村教育委員会連絡協議会 県中ブロック研修会
県市町村教育委員会連絡協議会 支会長研修会
管内各市町村教育委員会委員長・教育長合同会議
県中地区市町村教育委員会委員長・教育長代表者会議
県市町村教育委員会連絡協議会 第 1 回理事会
県市町村教育委員会連絡協議会 第 2 回理事会
県市町村教育委員会連絡協議会 定期総会
県市町村教育委員会新任教育委員研修会

(3) 各種行事等への出席 10 回

郡山市中央公民館堤下分室開所式
手塚治虫展内覧会
郡山市ふれあい科学館宇宙劇場リニューアルオープン記念セレモニー

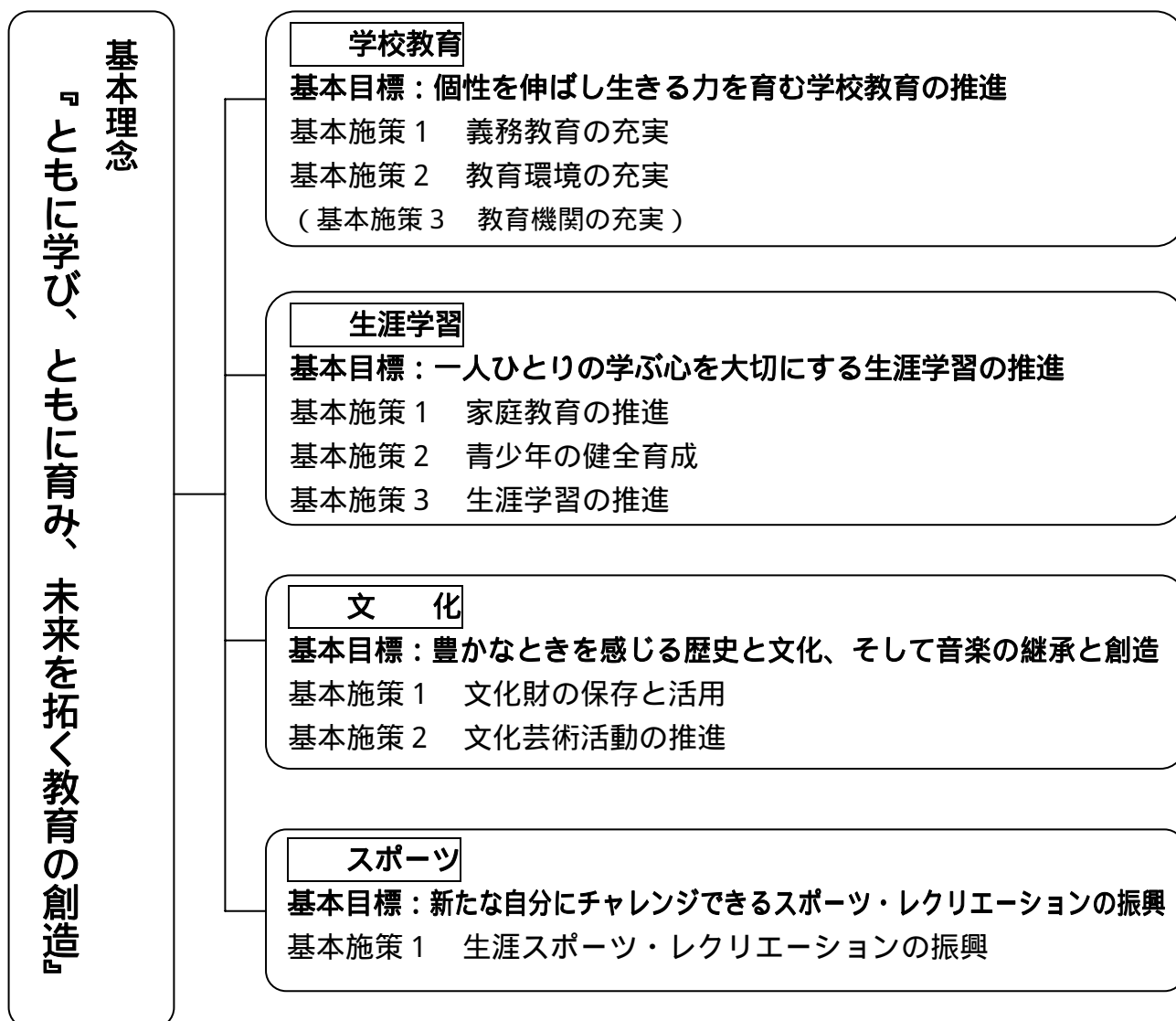
郡山市特別・自治功労表彰式
郡山シティーマラソン大会
バーン＝ジョーンズ展開会式及び内覧会
郡山市文化功労賞等表彰式
郡山市永年勤続功労表彰・永年勤続職員表彰式
郡山市成人のつどい
退職者辞令交付式

5 基本目標に係る基本施策についての点検、評価

本市教育委員会では、平成 22 年 4 月から『ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造』を基本理念として、「郡山市教育振興基本計画」をスタートさせました。

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画で、郡山市第五次総合計画との整合を保ちながら、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの 4 つの分野ごとに基本目標及びその基本施策を設定しています。

報告書では、4 つの分野の基本目標に係る基本施策について点検、評価を行い、「現状と課題」、「事務事業の評価・方向性」及び「今後の取り組み」についてまとめました。



学校教育の基本目標「個性を伸ばし生きる力を育む学校教育の推進」 についての点検、評価

基本目標の目的

児童生徒の個性を生かし、能力や可能性を最大限に伸ばす学校教育を推進します。確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てるとともに、児童生徒の安全・安心の確保や社会情勢の変化に対応できる教育環境づくりを進めます。また、多様な学習意欲を支える高等教育機関等の充実を図ります。

基本施策 1 義務教育の充実

(1) 現状と課題

近年の国際化や情報化の進展によるグローバル化の社会の中にあって、社会的ニーズとして、この激動の時代に順応することができるような創造性豊かな人材の育成が求められています。

特に義務教育期における学校教育については、「人」が社会人としての資質を形成する上で礎となる時期のものであることから、基礎学力を身につけることはもとより、個々の潜在能力を引き出し、豊かな思考力、表現力を育む教育、つまり「生きる力」を育む教育が重要となります。「生きる力」は、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の3つで構成されますが、「確かな学力」については、教師の資質やより実践的な指導力の向上に努め、児童生徒の学習意欲と可能性を伸ばす取組みを推進すること等が、「豊かな心」については、社会奉仕などの体験活動や道徳教育を充実させること等が、「健やかな体」については、食育を推進するとともに、健康増進や体力の向上に取り組むこと等が、それぞれ求められています。

また、近年、児童生徒の抱える様々な問題の中には、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）などの家庭環境の問題やいじめ問題など、現場の教師だけでは解決が困難な事例も存在することから、専門的な関係機関との連携やスクールカウンセラーの配置等による、個別相談体制の整備を図る必要があります。

さらに、教育の機会均等を確保するため、心身に障がいをもつ児童生徒や家庭の経済的事情により就学が困難な児童生徒については、他の児童生徒と同様な教育を受ける機会を得られる教育環境づくりが求められています。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
全国学力・学習状況調査集計事務処理事業	全国学力・学習状況調査において、実施校として国から抽出されなかった学校の児童生徒の調査	小学校6年生、中学校3年生を対象とする全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒の学力向上

	票の採点、分析等を業者に委託し、国による抽出校と同様の分析結果をすべての児童生徒に提供できるようにする。	を図ることを目的とすることから、「基礎学力向上支援事業」に統合して実施する。
基礎学力向上支援事業	児童生徒の基礎学力を向上させるため、各学校へ学力向上の施策の支援を行うとともに、学力の実態を把握するため、全国標準学力検査を実施する。	小学校5年生、中学校2・3年生を対象に標準学力テスト等を実施し、結果を自校の学力向上の取り組みにいかすことができた。今後も、経年変化分析などきめ細やかな調査により、児童生徒の変容をとらえながら授業改善を図り、学力向上を目指すため、継続して実施するが、類似事業である「全国学力・学習状況調査集計事務処理事業」を統合して実施する。
教育研修に関する事業	教職員としての資質能力向上のため、小中学校教職員に対し各種研修の実施、自己研修支援を行う。また、文部科学省主催の中央研修や教員国内委託研修への派遣により、先進的教育情報の収集に当たる。	研修会等を通して、専門的知識や児童生徒理解、専門職としての実践的指導力を高め、教職員の資質向上を図っている。児童生徒の実態や学校を取り巻く諸問題を踏まえ、研修内容の充実を図りながら継続して取り組む。
スクールカウンセラー配置事業	県配置事業と連携を図りながら、市内の公立の全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談体制の充実を図り、不登校をはじめとする様々な悩みや問題行動を改善し、学校生活への適応を支援する。	県配置事業と連携しながら、市内全小中学校への配置により、不登校・いじめ等の未然防止、児童生徒の問題行動の改善、教職員や関係機関との連携による組織的な支援体制の強化に成果を上げている。今後は、配置体制の充実のために、「認定スクールカウンセラー事業」を統合して実施する。
認定スクールカウンセラー事業	市独自の認定制度により養成したスクールカウンセラーを対象に、実務研修等の機会を確保し、カウンセラーとしての資質の向上を図る。	認定スクールカウンセラーの資質向上のための研修機会の確保を図るとともに、今後の配置体制の充実に向けて、今後は、「スクールカウンセラー配置事業」に統合して実施する。
小中学校特別支援	小中学校の障がいの重い自閉	特別支援教育補助員と学校生活

教育派遣事業	症児や知的障がい児が在籍する特別支援学級、A D H D、肢体不自由児等の学習指導の向上を図るため、特別支援教育補助員を配置し、個に応じたきめ細かな指導に努め、また、不登校や生徒指導など個別に対応が求められる生徒の増加に対し、生徒指導の問題点の早期解決を図るため、学校生活支援員を配置する。	支援員の配置を必要とする学校へ効果的な人員配置を行い、個別指導が求められる児童生徒に対応することができた。今後も継続して取り組むが、引き続きニーズに応じた効果的な人員配置・体制の整備を図る。
まちなかハーモニ一体験活動事業	郡山市の中心市街地のよさや中心市街地施設の機能を生かした体験活動を実施する。	平成 22 年度からまちなかの特性や施設機能を生かした体験活動を実施し、中心市街地活性化の重要性や本市の特産品や伝統芸能・工芸などへの理解を深めてきた。平成 24 年度にまちなかの拠点である「ハーモニーステーション郡山」が廃止され、活動場所の確保が困難であるため、完了とする。

(3) 郡山市教育委員会事務点検評価委員会の意見

「教育研修に関する事業」について

教育研修センターのスタッフと講座が大変優れていて、他市町村の羨望の的であると聞いています。確かな学力をつけるためには、教員の力が向上することが一番大事だと思いますので、今後とも予算等を減らすことなく、研修等の充実を図っていただきたいと思います。

「スクールカウンセラー配置事業」及び「小中学校特別支援教育派遣事業」について

「スクールカウンセラー配置事業」と「小中学校特別支援教育派遣事業」は、郡山市独自で始めた大変素晴らしい事業で、各学校でも非常に成果を上げています。保護者の方にも喜ばれている事業ですので、ますます充実させて子ども達に力をつけさせてあげたいと思います。

市外に避難している子ども達に対するフォローについて

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、県外や市外に避難している子ども達に対するフォローに力を入れていただきたいと思います。

「小中学校特別支援教育派遣事業」に関連して

授業についていけないために不登校になったり、いじめに遭ったりする子ども

達がいるので、そのような子ども達を救う取り組みが出来ないものかと思いません。

「まちなかハーモニー体験活動事業」について

子ども達は市民全員で守るべき存在で、大人とのふれあいがたくさんあった方がいいと思います。郡山商工会議所青年部が運営する「子ども株式会社」では、子ども達にお金の大切さや仕事の大切さを教えていますが、そういったものを行政でも実施していただきたいので、何とか活動場所を探して実施して欲しいと思います。

(4) 今後の取り組み

小中学校教育においては、これまで推進してきた特別支援教育派遣事業、スクールカウンセラー配置事業等の継続事業をさらに充実させるとともに、学校教育の5つの柱「国語教育の充実、学力の向上、学校支援地域づくりの推進、幼・保・小連携推進事業の充実、特別支援教育の充実」を具現化させた新規事業等を、学校、保護者、地域の連携を深めながら実施し、学校教育の充実を図ります。

教職員の授業力向上のための研修や安全衛生管理体制の向上に努めます。

震災の影響に対応するため、放射能に対する正しい知識の指導や児童生徒の心のケアなどを行います。

基本施策2 教育環境の充実

(1) 現状と課題

東日本大震災及び近年の国内外での相次ぐ地震の発生を受け、学校教育施設の耐震化の推進は、児童生徒に対する安全・安心の確保の観点から、喫緊の課題となっています。さらに、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるいじめの問題については、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取り組む必要があります。

また、本市においては過密化の進む地域と過疎化が深刻な地域が存在し、学習環境もそれぞれの地域において変化しています。このため、地域の実情に応じ、地域の特性を生かした学習環境づくりが求められているとともに、学校と地域との連携を強化するなど、市民協働による学校支援の取り組みが重要となっています。

そして、児童生徒の情報活用能力の育成及び情報通信技術（ICT）を活用した「わかる授業」の実現、さらには、新学習指導要領の円滑な実施を図るための理科教育設備等の充実など、質の高い教育を支える環境づくりを今後とも推進する必要があります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
小中学校耐震補強事業	昭和 56 年以前に建設された校舎の耐震性を確保するため、耐震補強工事を行い、安全安心な学習環境を整備する。	平成 24 年度は、小山田小学校の 2 期工事、赤木小学校の 2 期工事、大成小学校の 1 期工事、芳賀小学校の 2 期工事、高倉小学校の 1 期工事を実施し、耐震補強事業を実施した校舎は 10 校となった。また、更なる事業促進に向けて調査設計を増加させた。今後も施設の安全性確保のため、緊急性及び優先度を明確にしながら、継続して整備を実施する必要がある。
わくわく！湖南移動教室事業	湖南地区の自然環境を生かした環境教育や、写生会、登山などの体験活動の場を提供し、教育活動の充実と郷土愛の育成を図る。	湖南地区の豊かな自然環境の中で、登山、水生生物調査、史跡見学等の体験学習を行うことにより、児童の心身のリフレッシュを図ることができた。今後も継続して実施する。
学校図書館整備事業	学校図書館の蔵書の廃棄・選定を管理し、図書や書架等の備品の整備により、学校図書館に「学習センター」、「読書センター」、「心のオアシス」の 3 つの機能を持たせ、学びやすい空間としての整備を図る。	標準冊数を満たしていない学校があり、また、古くて使用できなくなった図書や記述の内容が古く利用価値が乏しくなった図書の更新が必要であるため、継続して実施するが、小中学校の教育環境の整備の一環であることから、「小中学校教育環境整備事業」に統合する。

(3) 郡山市教育委員会事務点検評価委員会の意見

「学校図書館整備事業」について

義務教育の充実の施策とも関連しますが、国語教育の充実のためには、読書が非常に重要ですので、今後も継続して実施していただきたいと思います。

(4) 今後の取り組み

東日本大震災を受け、国においては、平成 23 年 3 月に「地震防災対策特別措置法」を改正し、平成 27 年度までのできるだけ早い時期に学校施設の耐震化の完了を目指すとしていることから、本市においても財源の確保を図りながら、計画を前倒しして耐震化を推進します。

保護者や地域、関係機関等と緊密な連携を図りながら、いじめに発展する恐れのある事例の情報を把握し、組織的な対応を行うことにより児童生徒の安全・安心を確保します。

学校と地域の連携による教育環境の整備を全市的に展開するとともに、地域の実態に応じた多様な実践の蓄積を図り、併せて地域の人材の積極的な活用を図ります。

教育の情報化を図るため、児童生徒や教職員がパソコンやプロジェクタ等を活用した学習活動ができる環境整備を推進します。

生涯学習の基本目標「一人ひとりの学ぶ心を大切にする生涯学習の推進」 についての点検、評価

基本目標の目的

豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成は、人づくりの基本であり、そのためには、“いつでも”“どこでも”自由に機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の構築が求められています。

私たち市民一人ひとりが、かけがえのない人生を、生き生きと健康に暮らし、『郡山市民』であることの喜びと誇りを持つことができる生涯学習のまちづくりを推進します。

基本施策 1 家庭教育の推進

(1) 現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は常に子どものよりどころとなるものですが、核家族化、少子高齢化の進行、地域との結びつきの希薄化、様々なメディアからの過剰な情報等により、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。しかし、核家族化や少子高齢化の進行などの社会情勢の変化は今後一層進み、子育てに対する保護者の悩みや不安も多様化すると考えられることから、それらに対応した細やかな事業の展開が求められます。

また、幼児期は、親や周りの大人たちの保護や愛情を基盤にして、安心感や安定感をいただき、自分自身を大切にする気持ちや人への信頼感が育まれるなど、人間形成の基礎を培う重要な時期であります。子どもの将来の生き方を大きく左右する重大な役割を担う幼児期の教育については、様々な悩みや問題に関する相談体制の整備や心の教育の充実が求められています。今後は、保健、福祉、教育の連携により、幼児教育の充実に向けた取り組みをさらに推進し、子育てに不安を抱える保護者の悩みや不安解消に向けた事業展開を図る必要があります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
家庭教育充実事業	子ども達の健全な人格形成や子ども達を取り巻く環境の改善を促進するため、主に幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等を対象に家庭教育の学習機会を提供する。	本事業は、教育基本法に定められる教育分野として必要課題的要素が強いことから、継続して実施する。
家庭教育学級事業	保護者の相互交流や正しい家庭教育に関する学習を保護者が	学校単位で行われている当該事業と全市を対象として実施してい

	自主的に行うことにより、家庭の教育力の向上を図るとともに、学校や公民館が連携することで、「家庭・学校・地域の連携」を強化し、地域の教育力の向上を図るため、市内の全小中学校に家庭教育学級を開設する。	る「家庭教育充実事業」として役割が分担されているが、一連の事業として、より効率的、効果的な事業展開をしていく。
幼保小連携推進事業	子どもの就学前後の円滑な接続を図るため、保健・福祉・教育の一体的な支援体制により、幼稚園・保育所・小学校の連携を推進する。	幼稚園・保育所・小学校の教職員を対象とした合同研修会と相互参観を実施し、幼・保・小の連携を推進することにより、各施設間の相互理解が進み、就学前後の円滑な接続を図ることができたことから、今後も継続して実施する。

(3) 郡山市教育委員会事務点検評価委員会の意見

家庭教育の推進全般について

家庭教育がしっかりしないまま生活することにより、学校で友達関係が作れなかったり、学習に上手く適応できないこともあると思うので、それぞれの家庭でしっかりと考えることができるような場をたくさん作ることができるよう、家庭教育の推進に取り組んで欲しいと思います。

(4) 今後の取り組み

社会全体で家庭（子育て世帯）を支援していくための意識の高揚を図るため、家庭・学校・地域の交流を深めることを目的とした各種事業を積極的に実施し、地域の教育力の向上を目指します。

保健・福祉・教育の一体的支援施設である「こども総合支援センター（ニコニコこども館）」において、乳幼児期からの家庭教育支援への取り組みを進め、保護者の子育てに関する悩みや不安解消を図るための事業をさらに推進します。

基本施策2 青少年の健全育成

(1) 現状と課題

都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会環境が大きく変化する中において、全国的に人間の尊厳を軽んじる凶悪事件が発生し、また青少年期における、いじめや不登校、ひきこもりなどの問題行動も数多く発生しています。

青少年期は、人間形成における最も重要な時期であり、柔軟で広い視野を持った青少年の育成は、次代を担う人材づくりという観点から社会全体で取り組むべき課

題であり、新しい時代に対応し、自ら考え行動し、社会を生き抜く力を持った青少年の健全育成を推進する必要があります。

また、次代を担う青少年を非行から守り、健やかな成長を促すためには、学校や家庭での教育だけではなく、様々な人々との交流や自然体験、奉仕活動等を通して健全でたくましい心を育成していく必要があることから、多様な学習の場や機会の提供が求められています。

さらに、新しい時代に対応し、社会を生き抜く力を持った青少年の健全育成を推進するため、家庭、学校、職場、地域、行政等がそれぞれの役割を認識し、発揮するとともに、社会全体で取り組む必要があります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
少年湖畔の村親子交流事業	自然や伝統文化の体験学習、他の親子との交流や集団宿泊を実施し、親子の絆を深める。	東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、低線量地域である湖南町における青少年や親子を対象とした体験活動の更なる充実が求められていることから、体験内容の見直しやPR手法の強化を図るとともに、開所時期の見直しについても検討する。
のびのび！親子体験事業	少年湖畔の村を無料開放する。また、週末や夏休み期間に体験プログラムを提供する。	平成23年度に「湖南林間学校」としてスタートし、平成24年度以降は「のびのび！親子体験事業」として実施している。今後も、屋外活動を制限されている子ども達が、週末や夏休み期間中に恵まれた自然環境の中で安心して学ぶことができるよう、継続して実施する。

(3) 郡山市教育委員会事務点検評価委員会の意見

青少年の健全育成全般について

事務事業名を見ると小学生を対象としたものが多いので、社会人とともに学べるような青少年向けの事業を計画していただきたいと思います。

(4) 今後の取り組み

多くの事業が平成22年度から市長部局(こども部)に移管されましたが、「郡山市成人のつどい」を内容を充実させながら継続するとともに、「青少年会館」や「少年湖畔の村」といった既存の施設の更なる活用を図ります。

基本施策3 生涯学習の推進

(1) 現状と課題

平成18年12月に改正された教育基本法では、新たに“生涯学習の理念”として「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない」と明文化されました。高度情報化の進展やライフスタイルの多様化などにより、市民の生涯学習に対するニーズも多様化し、学習意欲もますます高まってきていることから、“いつでも”“どこでも”自由に機会を選択して学ぶことのできる生涯学習社会の構築が求められています。

今後は、多様化する市民の生涯学習のニーズの把握、及びその把握したニーズに対応した魅力ある事業の創出や、市民力を生かした市民参画の視点に立った事業展開を行うとともに、積極的なPR等情報発信に努める必要があります。

また、公民館や図書館等については、市民からさらなる整備・充実を望む声も多く、生涯学習の拠点施設として重要な施設であるため、さらなる充実が課題となっています。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
中央公民館・勤労青少年ホーム整備事業	東日本大震災により損壊した施設を解体した上で、利用者の利便性と幅広い世代間の交流に対応するため、両施設を一体的に整備する。	平成26年度中の竣工に向けて予定通り事業が進捗しているため、継続して実施する。
地域に根ざした学習充実事業	地区・地域公民館において、各地域における地域的課題の解消と地域の特性を活かした講座を開設することにより、地域の実情に応じた地域づくりを促進する。	地域の持つ様々な課題を解消するため、公民館の講座を通して地域住民と協働して取り組むことにより、地域住民間の繋がりを強め、地域の活力の向上が図られていることから、今後も継続して取り組む。
地区・地域公民館の定期講座等開催事業	地区・地域公民館において、青少年の健全育成、高齢者の生きがいづくりなど学習ニーズに対応する定期講座を開設する。	定期講座を通して、地域コミュニティの活性化が促進されている。今後も、市民の多様化する学習ニーズに的確に対応するとともに、他部局や民間が行っている市民向けの講座等の把握を行い、講座等のメニューに反映させながら実施する。
子ども読書活動推進	子どもの読書活動の推進に関	郡山市子ども読書活動推進計画

進事業	する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長を図る。	に基づく各種事業の取り組みを行う。今後は「郡山市こども司書養成講座」を統合し、子どもの読書活動の推進を総合的に取り組む。
「郡山市こども司書」養成講座事業	読書の面白さやすばらしさを学校や家庭に広める読書活動のリーダー役を担う小学生をこども司書として養成する。	学校図書館の活性化のためにも、こども司書の養成は肝要であるため、継続して事業を実施するが、今後は「子ども読書活動推進事業」に統合し、子どもの読書活動の推進を総合的に取り組む。

(3) 郡山市教育委員会事務点検評価委員会の意見

「地区・地域公民館の定期講座等開催事業」及び「中央公民館定期講座開催事業」について

公民館の定期講座に関して、「地区・地域公民館の定期講座等開催事業」と「中央公民館定期講座開催事業」は、主体が違うだけで同じような内容に見えるので、分ける必要はないのではないのでしょうか。

(4) 今後の取り組み

ハード面においては、東日本大震災により、中央公民館や勤労青少年ホームなど、一部の主要な社会教育施設が使用できない状況となっており、財源の確保を図りながら、復旧に努めます。

ソフト面においては、生涯学習きらめき出前バンクや市政きらめき出前講座について、市民参画の視点に立った事業展開や、PR等情報発信に努めるとともに、民間団体が行う生涯学習関連事業の情報提供も併せて行います。

文化の基本目標「豊かなときを感じる歴史と文化、そして音楽の継承と創造」 についての点検、評価

基本目標の目的

個性あふれる市民文化を継承、そして創造するため、貴重な文化財の保存と活用を図るとともに、郡山の多様な歴史と文化を守り育てます。

また、市民の文化芸術活動を支援するとともに、市民が気軽に音楽に親しむことができる環境をつくるなど、音楽活動の振興を積極的に行い、「音楽都市こおりやま」を推進します。

基本施策 1 文化財の保存と活用

(1) 現状と課題

本市には、これまでの発展の礎となった安積開拓や安積疏水に係る歴史・文化的な遺産、柳橋歌舞伎をはじめとした民俗文化財など、郷土が誇れる貴重な文化財が数多くあります。

今後は有形、無形の文化財の保護保存の意識の高揚を図ることはもとより、少子化や地域の過疎化等の進行の中で伝承の担い手が少なくなっている現状を踏まえて、文化財に携わる人材の確保と養成を図ることが重要であると考えます。

また、文化財の活用については、平成21年度に「大安場史跡公園」が全面開園したところですが、埋蔵文化財の保護や発掘調査に対する市民の理解と協力を促すためには、情報等の提供はもとより、公開・展示においても、わかりやすいテーマの設定や的確な解説を行うとともに、参加型・体験型展示を導入し、人々の興味関心を引き出すための工夫をするなど、出土品の活用を積極的に進め、周知を図りながら文化財等への理解を深める必要があります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
収蔵資料管理事業	出土した木製品等の遺物を専門業者に委託して、保存処理を行う。発掘調査により出土した出土遺物について、台帳整備を行う。	今後も、引き続き収蔵資料の適正な管理に取り組む。なお、「埋蔵文化財周知紹介事業」及び「埋蔵文化財発掘調査事業」と統合し、事業を実施する。
埋蔵文化財周知紹介事業	文化財調査研究機関に業務を委託して、出土遺物の展示や市民の学習活動の支援を行う。埋蔵文化財包蔵地台帳を電算化して、地理情報システム(GIS)を更新	文化財の保護・保存意識の啓発を図るため継続して事業に取り組むものとする。今後は「収蔵資料管理事業」及び「埋蔵文化財発掘調査事業」と統合し、事業を実施する。

	する。	
埋蔵文化財発掘調査事業	試掘調査の結果、保存が必要と判断された開発対象地は、必要に応じて委託業務により発掘調査を行い、記録保存を図る。	遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の保護を図る観点から、対象地での開発計画と調整を図りながら、必要に応じて記録・保存のための発掘調査を実施していく。今後は「収蔵資料管理事業」「埋蔵文化財周知紹介事業」と統合し、事業を実施する。
開成館管理運営事業	安積開拓と安積疏水の開さくに関する資料の収集、調査・研究、整理・保存、公開を行い、これらを顕彰する。また、開成館、開拓官舎(旧立岩家)、入植者住宅(旧小山家、旧坪内家)の改修、修繕を行う。	安積開拓と安積疏水の開さくについて顕彰する役割を今後も担っていくため、早期復旧を図るとともに、引き続き適切な管理運営を行っていく。 なお、事務の効率化、更なるサービスの向上等の観点から、指定管理者制度の導入の検討など民間委託の検討が必要である。
歴史資料館管理運営事業	常設展の他、史跡文化財めぐり、古文書教室、企画展を開催して、本市の歴史について、市民の理解を図る。また、本市の近世の歴史を理解する上で重要な古文書の保存・活用を図る。	市民に本市の歴史等を周知する上で重要な施設であり、市民が歴史等に触れる機会を提供し、郷土への誇りと文化財等の愛護精神を育むことに寄与している。今後も適正な管理運営を行う。 なお、事務の効率化、更なるサービスの向上等の観点から、指定管理者制度の導入の検討など民間委託の検討が必要である。
風土記の丘公園整備事業	美術館及び蒲倉古墳群が位置する周辺地域(18.7ha)を里山として保全するとともに、遊歩道の整備を行う。	今後も引き続き整備計画の検討を行う。

(3) 郡山市教育委員会事務点検評価委員会の意見

「開成館管理運営事業」及び「歴史資料館管理運営事業」について

事務の効率化、更なるサービスの向上等の観点から、指定管理者制度の導入の検討など民間委託の検討が必要であるとのことですが、市民へのサービスの質という点からすれば民間委託をしない方がいいと思います。

「風土記の丘公園整備事業」及び「美術館活動推進事業」(基本施策2)について

美術館は毎年とても活発な活動をしていて、市民と交流する機会を設けたり、学校教育に関しても様々な貢献をしていると思います。「風土記の丘公園整備事業」はこれまでも継続して整備計画の検討を行うとなっておりますが、風土記の丘の埋蔵文化財を美術館で展示するなど、美術館との連携を図った整備の充実が図られてはいかげなかなと思います。

(4) 今後の取り組み

文化財の保護・保存の意義について、広く市民に理解と協力をいただくためにも、積極的な情報発信の機会を設けていく必要があることから、幅広い年代に応じた文化財啓蒙事業の展開や、地域に根ざした文化芸能の周知活動を継続して推進します。

基本施策2 文化芸術活動の推進

(1) 現状と課題

市民が多くの優れた芸術鑑賞や文化活動の機会を持つことは、市民の豊かな心づくりと潤いのあるまちづくりを促進し、個性あふれる市民文化を創造するうえで重要です。現在、本市における市民の文化活動は活発であり、その活動内容等は多岐にわたっていますが、文化芸術活動のさらなる充実のためには、市民が様々なイベント等に参加しやすい環境を整え、参加者数の増加を図るとともに、事務事業を周知するなどの情報発信の体制づくりや、様々な機会をとらえた積極的なPR活動に努める必要があります。

また、本市は、市民に喜びと潤いをもたらす音楽を通して、人と人とがハーモニーを奏でる、市民が主役の魅力あるまちづくりを一層推進するために、平成20年3月24日に「音楽都市」を宣言しました。市民が気軽に音楽に親しむことができる環境をつくるためにも、鑑賞や発表機会の拡充を図ることはもとより、市内各所で開催されている音楽イベント等の情報発信を積極的に行うことや、練習施設等の整備を進めることなどは重要であります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
音楽振興事業	市民によるこびと潤いをもたらす音楽を通し、人と人がハーモニーを奏でる市民が主役の魅力あるまちづくりを推進するため、音楽の発表機会・鑑賞機会を拡充し、多くの市民が音楽に親しむこ	ハーモニーコンサートをはじめ各コンサートとも多くの市民が来場し、プログラムの内容についても高い好評をいただいた。今後とも「音楽都市こおりやま」を推進する必要があることから継続して実施

	とのできる機会を提供する。	する。今後は、音楽振興事業を総合的に取り組むため、「音楽都市推進事業」に統合して事業を実施する。
音楽都市推進事業	市民音楽祭の開催、高等学校音楽活動支援補助金、音楽文化アドバイザー制度の活用、音楽都市郡山推進検討会の開催	市民音楽祭の開催や1 / 2 成人コンサートの開催等、「音楽都市こおりやま」の推進に有効な事業であるため、継続して実施する。今後は、音楽振興の一環であるため、「音楽振興事業」を統合して事業を実施する。
音楽堂整備事業	有識者や市民の意見を尊重した「音楽都市こおりやま」のシンボリックな音楽施設を整備することにより、高度で活発な音楽活動等の展開が期待される。	復興のシンボルとして、また、音楽都市にふさわしい音楽堂の整備については、市民の意見を踏まえながら継続的に検討するとともに、整備に向けて計画的な資金確保が必要である。

(3) 郡山市教育委員会事務点検評価委員会の意見

文化芸術活動の推進全般について

文化が地域にあること、そして文化に触れることは非常に大事だと思います。郡山市の科学館で育って宇宙飛行士になった、文学の森資料館で勉強して文書を書くことが好きになって何々になったなど、これからは文化を大事にしていかなければならない時代だと思います。新しい施設を作るのは難しいかもしれませんが、既存の施設をより充実したものにしたいです。投資したからといってすぐに結果が出るものではありませんが、是非投資をしていただきたいと思います。

文化芸術活動の推進全般について

郡山駅前には、郡山市あさかの学園大学、福島県立郡山萌世高校や専門学校など学校がたくさんあるにもかかわらず文化施設がほとんどない状況です。ちょっとしたコンサートホールや展示スペースなど、若者が気軽に活動できる文化施設が出来ないもののでしょうか。

「郡山市民文化センター整備事業」等について

郡山市民文化センターやビッグアイにある市民プラザ等の多目的展示室の展示パネルについては、可動式であるにもかかわらず、非常に重量があるため、作業が重労働となっています。利用者は高齢の方が多いので、新しく設置するものについては、もう少し使い易いものにしていただきたいと思います。

(4) 今後の取り組み

市民の文化芸術活動を推進し、「音楽都市こおりやま」を全国に発信するため、情報収集・情報発信を積極的に行うとともに、市民ニーズの把握に努めながら、事業展開を推進します。特に、東日本大震災及び原子力災害からの再生を進めている市民に音楽を通じて心の復興が図られるようなイベントや交流人口が増加するような魅力的なイベントを開催し、「音楽都市こおりやま」のさらなる推進に努めます。

平成 25 年 5 月に、主に音楽の練習に使用可能な「ミュージカルがくと館」(音楽・文化交流館)が開館したことから、今後も多くの団体が利用しやすい施設となるよう環境整備に努めてまいります。

スポーツの基本目標「新たな自分にチャレンジできるスポーツ・レクリエーションの振興」 についての点検、評価

基本目標の目的

生涯を通じて気軽にスポーツに参加できる機会の拡充や競技スポーツの振興を図ります。

また、指導者の育成やスポーツ施設の充実など、スポーツを楽しみながら、体験や挑戦ができる環境づくりを進めます。

基本施策1 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 現状と課題

現在、生活様式の多様化、週休2日制の普及や市民の健康に対する意識の高揚等に伴い、スポーツ・レクリエーション活動に対する関心が高まり、活発なスポーツ活動が行われています。スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康の維持増進、豊かな人間関係づくり、より良い地域コミュニティの形成を進めるうえで大きな役割を果たしていることから、多くの市民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動ができる環境を整備し、市民のスポーツ活動を支援する体制を整え、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を進める必要があります。

また、本市においては、例年千人以上の選手が各種の全国大会へ出場しており、競技スポーツにおける本市選手の活躍が、市民に夢と希望を与え、子ども達のスポーツに対する興味や関心を高めています。さらなる競技スポーツの振興のため、環境整備や競技力・体力の向上を図る必要があります。

(2) 事務事業(抜粋)の評価・方向性

事務事業名	事業概要	評価・方向性
スポーツ・レクリエーション推進事業	郡山市スポーツレクリエーション協会への運営補助及び郡山市民スポーツ・レクリエーション祭を年1回開催する。	生涯スポーツ・レクリエーションの振興を通し、市民の健康増進を図るため、継続して事業を実施する。今後は、スポーツ関連団体への支援を総合的に実施するため、「総合型地域スポーツクラブ育成事業」、「郡山市体育協会支援事業」と統合する。
総合型地域スポーツクラブ育成事業	地域のスポーツ振興のため、生涯スポーツ及び地域コミュニティの場としての総合型地域スポーツクラブの設立に向けた運営	平成24年度は、8団体中、3団体が支援期間中であり、今後も継続して自立したクラブ運営を支援する必要がある。今後は、スポーツ関

	支援を行う。	連団体への支援事業を総合的に実施するため、「スポーツ・レクリエーション推進事業」、「郡山市体育協会支援事業」と統合する。
郡山市体育協会支援事業	郡山市体育協会及び郡山市スポーツ少年団の組織充実により、各種競技の競技力の向上及び本市スポーツの振興を図る。	昨年、震災の発生に伴い、体育協会事業を中止とした団体が事業を再開しており、本市スポーツ振興の視点から継続して事業を実施する。今後は、スポーツ関連団体への支援事業を総合的に実施するため、「スポーツ・レクリエーション推進事業」、「総合型地域スポーツクラブ育成事業」と統合する。
(仮称)富久山スポーツ広場整備事業	地域住民の交流と健康増進とともに、生涯スポーツの振興・充実を図るため、スポーツ広場を整備する。	用地買収に不測の時間を要したため土木工事に着手できなかったが、用地買収が完了したことから事業の進捗を図る。
スポーツ事業開催・助成事業	市が主催・共催する各種大会の充実を図り、参加者(市民)が広く参加することができる場を提供する。また、各種体育・スポーツの普及振興を図り、底辺拡大及び競技力向上を推進する。	例年通り大会の開催・運営が行われ、参加チーム数もほぼ安定しているため、継続して事業を実施する。今後は、スポーツ大会への支援事業を総合的に実施するため、「市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会支援事業」、「郡山カップ福島県フットサル選手権大会支援事業」、「日独スポーツ少年団同時交流事業」、「日韓少年野球交流事業助成事業」と統合する。
市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会支援事業	陸上長距離選手の育成・強化を図るとともに、地域スポーツの振興を図る。	本市チームは例年優秀な成績を収めており、本市スポーツ振興に大きく寄与しているため、現在の事業内容で継続して実施する。今後は、スポーツ大会への支援事業を総合的に実施するため、「スポーツ事業開催・助成事業」、「郡山カップ福島県フットサル選手権大会支援事業」、「日独スポーツ少年団同時交流事業」、「日韓少年野球交流事業

		助成事業」と統合する。
陸上競技場整備事業	開成山陸上競技場の施設の安全(耐震化)を確保するとともに、市民が利用しやすい施設へ改修する。	震災の影響により平成24年度まで改修工事期間を延長したため継続して取り組む。
郡山カップ福島県フットサル選手権大会支援事業	フットサル競技の普及振興を図るとともに、県内各地とのスポーツ交流を図るため、実行委員会へ負担金を交付する。	地区大会を含め大会参加者数は増加しており、県全体で競争性の高い大会として定着しているため、継続して事業を実施する。今後は、スポーツ大会への支援事業を総合的に実施するため、「スポーツ事業開催・助成事業」、「市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会支援事業」、「日独スポーツ少年団同時交流事業」、「日韓少年野球交流事業助成事業」と統合する。
日独スポーツ少年団同時交流事業	(公財)日本体育協会が主催する日独交流事業に、本市のスポーツ少年団リーダーが参加することに対する補助を実施する。	市スポーツ少年団リーダー2名の派遣を行った。今後も指導者育成の観点から継続して事業を実施する。今後は、スポーツ大会への支援事業を総合的に実施するため、「スポーツ事業開催・助成事業」、「市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会支援事業」、「郡山カップ福島県フットサル選手権大会支援事業」、「日韓少年野球交流事業助成事業」と統合する。
日韓少年野球交流事業助成事業	野球を通じた青少年の健全育成を推進するため、韓国代表中学生硬式野球チームとの交流事業等を行う事業に対し、事業費を助成する。	原発事故の影響により、韓国中学生の来日の可否が不透明であるため、状況の推移を見ながら事業の再開について検討していく。今後は、スポーツ大会への支援事業を総合的に実施するため、「スポーツ事業開催・助成事業」、「市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会支援事業」、「郡山カップ福島県フットサル選手権大会支援事業」、「日独スポーツ少年団同時交流事業」と統合す

		る。
ふるさとの森スポーツパーク整備事業	市民の生涯における豊かなスポーツライフの実現と競技力向上のため、ふるさとの森スポーツパークの整備、充実を図る。	震災の影響により事業を延期していたが、新設駐車場用地の不動産鑑定及び用地測量を行い、今後スポーツ広場と併せ整備する予定であることから継続して実施する。
国際大会参加激励事業	国際大会出場者の負担軽減を図るとともに、市民のスポーツ意識高揚を図る。	平成 24 年度は 2 名に激励金を交付し、大会出場に係る支援を行った。競技者の負担軽減及び育成のため、継続して事業を実施する。

(3) 郡山市教育委員会事務点検評価委員会の意見

「国際大会参加激励事業」について

平成 24 年度は 2 名に激励金を交付していますが、国際大会に参加する方々の負担は大きいので、さらに充実した支援制度として欲しいと思います。

生涯スポーツ・レクリエーションの振興全般について

平成 23 年度は震災の影響により市民体育祭の実施を中止した競技があったことから参加者数の激減はやむを得ないところではありますが、依然として市内の屋外競技においては参加者数が震災前の水準に戻っていない競技団体が見られます。

2020 年の東京オリンピックの開催も決定しましたが、福島県の子どもは全国で肥満ナンバーワンということであり、ゴールデンエイジという競技の基礎的レベルを上げる大事な時期となる小学 5 年生から中学 2・3 年生くらいまでの子ども達が屋外で思うような活動が出来ないということは、非常に残念なことです。子ども達が安心してスポーツに取り組める環境づくりに目を向けて欲しいと思います。

また、スポーツで優秀な成績を収めた小学生が、中学校で部活動がないために競技を続けていくのを諦めてしまうこともあるようです。子ども達や保護者から強い希望があれば特設部を設けるなど、可能な限り対応していただきたいと思います。

(4) 今後の取り組み

東日本大震災により被害を受けたスポーツ施設の復旧や、放射性物質の除染活動の推進に努め、子ども達の屋外活動機会の確保を図るとともに、安心して運動ができる機会の確保を図ります。

多くの市民が安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう、開成山地区スポーツ施設の一体的整備をはじめ、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や、地域のスポーツ交流拠点となるスポーツ広場等の整備を推進します。

市民がそれぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツ活動に親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、市民ニーズに応じたスポーツ環境に関する情報の提供や、関係団体や各種大会の支援に努めます。

